

中小企業等の経営強化に関する基本方針の 改正の概要

2025年3月

中小企業庁

「100億企業」を創出するメカニズムの構築

- 潜在力ある中小企業を成長モードに変化させていくには、まずは「経営者が本気で取り組み、圧倒的に不足する組織能力を補いながらやり遂げていく」ことが必要。政府は、こうした経営者の挑戦姿勢を後押しする。
- 成長支援のソフトインフラを整備し、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築する。

機運醸成

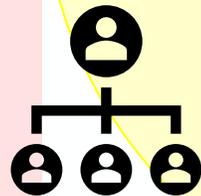
- 経営者に「気づき」のきっかけ(戦略的広報)
- 「100億宣言」による波及的拡大

「経営力」の向上

- 気づきやシナジーを生むネットワーキング
- 経営者向け研修 など

「組織づくり」

- 急成長を支える人材確保(「社長の右腕」)
- 組織システムの高度化(CXO機能等)



③ 成長シナリオを
実現できる「組織」

① 経営者の意思



100億企業創出
に向けたメカニズム

② 事業戦略を磨き



「売上高」を飛躍的に拡大

成長投資の後押し

- 中小企業成長加速化補助金
- **経営力強化税制の拡充**
※租特法が成立した場合
- リスクマネー供給 など



中小企業経営強化税制の改正について

- **100億企業の創出を促進するため、中小企業経営強化税制を拡充。**

- ・工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**
- ・売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、賃上げ率に応じて、**建物の特別償却15%（25%）** 又は **法人税等税額控除1%（2%）**

※（ ）内は上乗せ要件を達成した場合

- 本税制の適用を受けるためには、事前に、中小企業等経営強化法に基づく計画認定を受ける必要あり。計画認定の要件を定める同法の「基本方針」について、所要の改正を行う。

➡**売上高100億円達成までの目標期間についての規定を設ける**こととする。

- 基本方針の改定にあたっては、中小企業政策審議会等の意見を聴くこととされている（中小企業等経営強化法第3条第3項）ため、ご審議をお願いしたい。

<参考> 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 **主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。**

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 （略）

中小企業等の経営強化に関する基本方針の改正（案）

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 計画期間（3～5年）

二 要件（労働生産性の向上（3年:1%、4年:1.5%、5年:2%）等）

三 売上高が百億円を超えるまでの目標期間（今回追加）

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。

四 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項

3～7 （略）